

## 会津若松市上下水道事業会計における特定随意契約の公表に関する要綱

(平成 27 年 3 月 12 日決裁)

(令和 8 年 2 月 4 日決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、会津若松市上下水道事業管理者が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方公営企業法施行令(昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号)第 21 条の 13 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による随意契約(以下「特定随意契約」という。)を実施するにあたり、会津若松市上下水道事業契約規程(平成 8 年 4 月 22 日会津若松市水道部管理規程第 10 号)第 36 条の 2 第 2 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (名簿の作成)

第 2 条 次の各号に定める課の長(以下「所掌課長」という。)は、それぞれ当該各号に定める契約について、特定随意契約の対象となり得る者及び対象となる物品又は提供できる役務を明記した名簿(以下「対象名簿」という。)を作成し、及び庁内に周知するものとする。

- (1) 健康福祉部障がい者支援課 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者であって、会津若松市に住所を有するものにおいて製作された物品の購入又は役務の提供を受ける契約
- (2) 健康福祉部高齢福祉課 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者であって、会津若松市に住所を有するものから役務の提供を受ける契約
- (3) 健康福祉部こども家庭課 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する母子・父子福祉団体又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者であって、会津若松市に住所を有するものから役務の提供を受ける契約
- (4) 観光商工部商工課 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する認定を受けた者であって、会津若松市に住所を有するものにおいて新商品として製作された物品を購入する契約

2 対象名簿に掲載した内容について変更が生じたときは、所掌課長は当該個所を速やかに修正し、変更後の対象名簿を庁内に周知するものとする。

### (発注見直し及び契約締結前の公表)

第 3 条 上下水道局総務課長は、翌年度の特定随意契約による発注見直し及び契約締結前公表事項について上下水道局内各課に照会し、毎年 2 月末日までに取りまとめ、特定随意

契約の発注見通し一覧（第1号様式）により、契約検査課長に通知し、契約検査課長は毎年度末を目途に公表しなければならない。

- 2 上下水道局総務課長は、前項の規定により公表した事項について変更が生じた場合には、契約検査課長に通知しなければならない。ただし、契約検査課に物品購入依頼を行う特定随意契約については、この限りでない。
- 3 契約検査課長は、前項の通知を受けたとき又は特定随意契約に係る物品購入依頼を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

（契約締結状況の公表）

第4条 上下水道局総務課長は、特定随意契約の締結後、当該特定随意契約の相手方となった者の名称等を特定随意契約の契約締結状況（第2号様式）に記載し、契約検査課長に通知しなければならない。ただし、発注課の物品購入依頼により契約検査課が締結した特定随意契約については、この限りでない。

2 契約検査課長は、前項の通知を受けたとき又は物品購入依頼により特定随意契約の締結をしたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

（公表の期間及び方法）

第5条 前2条の規定による公表の期間は、契約の履行開始日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 前2条の規定による公表の方法は、会津若松市のホームページに掲載及び契約検査課の窓口において閲覧に供する方法により行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の公表に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日以後に締結する物品の購入及び役務の提供に係る契約に適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年2月4日以後に締結する物品の購入及び役務の提供に係る契約に適用し、同日前に契約を締結する物品の購入及び役務の提供に係る契約については、なお従前の例による。